

一般社団法人 広島県手をつなぐ育成会

付添看護料共済活動運営規程

【目的】

第1条 この規程は、一般社団法人広島県手をつなぐ育成会付添看護料共済活動の事業の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【加入資格の取得】

第2条 この制度に入会しようとする者は、所定の加入申込書(様式第1号)に掛金を添えて所属する支部を経由して、一般社団法人広島県手をつなぐ育成会会長(以下「会長」)宛てに提出するものとする。

2. 入会を認めない場合には、第1項の手続き後 30 日以内に文書にて支部長・加入依頼者に通知するものとする。

【加入資格の喪失】

加入者は、退会の意思を所定の書面(様式第5号)にて所属する支部を経由して会長に提出し、会長が受理した日の翌日から全員の資格を失う。

2. 上記に定めることのほか、次の場合は加入の資格を失う。

(1) 加入者が死亡したとき(その翌日)

(2) 付添看護料共済規約第5条に定める加入者資格を喪失したとき(その翌日)

(3) 指定期日までに掛金の納入がなかったとき(当該年度の初日)

【掛 金】

第4条 加入者は1名につき掛金(年額)12,000円(Aプラン)または18,000円(Bプラン)を納入しなければならない。

2. 掛金は加入者が所属する支部単位で徴収し、納入者名簿を添付して支部ごとに一括して納入するものとする。口座引き落としによる掛金の納入については委託会社の規定による。

【入院給付金】

第5条 加入者が病気や傷害(ケガ)検査などで日本国内において入院された場合、第2項に定める入院給付金を給付する。

2. 入院付添看護料給付金は次の各号からとなる。

①付添看護給付金(Aプラン・Bプラン共通)

(1) 家政婦・施設職員(緊急の雇い入れを含む)が付添の場合

1日につき 8,000円 (1日とは8時間以上をいう)

(2) 保護者・家族が付添の場合

1日につき 5,000円 (1日とは8時間以上をいう)

② 差額ベッド費用(Bプランのみ)

1日につき 3,000円までの実費

③ 入院諸費用(Bプランのみ)

1日につき 1,000円

④ 入院一時金(Bプランのみ)

1入院につき 5,000円

3. 加入者は会員資格取得(加入)後、3ヶ月を経過した翌月の1日から入院給付金の給付を受けることができる。

4. 30日分を加入年度内における給付限度日数とする。①、②、③については保険期間中、30日限度とする。④については、保険期間中において、①、②、③のいずれかが30日に達した日以降の入院については給付しない。

【障害(ケガ)特別見舞金給付金】

第6条 加入者が傷害(ケガ)で死亡したり、傷害(ケガ)で後遺障害が残ったとき死亡・後遺障害見舞金を給付する。

2. 加入者が傷害(ケガ)で入院したときに傷害入院見舞金を給付する。

3. 加入者が傷害(ケガ)で所定の手術を受けたときに手術給付金を給付する。

4. 加入者が傷害(ケガ)で通院したときに傷害見舞金を給付する。(Bプランのみ)

【第三者損害賠償金】

第7条 保護者・親族または成年後見人が他人から損害賠償を請求されたとき、その法律上の損害賠償金を給付する。

※注 第6条、第7条は共済活動規約第4条に基づき、一般社団法人広島県手をつなぐ育成会がAIU保険会社と団体契約する。第6条、第7条はAIU保険会社の約款に従って支払われる。

【請求及び給付金の支払】

第8条 入院給付金の給付請求は加入者(保護者または成年後見人若しくは施設長が代理可。)が所定の請求書(様式第2号)に証明書類を添付しておこなう。

2. 傷害見舞金および第三者損害賠償金の給付請求は、保護者・親族または成年後見人が所定の請求書に関係書類を添付して事務局または保険会社の担当窓口へ提出する。

3. 給付の事務処理は毎月1回とし、10日までに必要書類一式が本会事務局へ到着した分をもって当月扱い分とする。

4. 給付金は支部に設置された預金口座に振り込まれる。支部長はこの預金口座より加入者に支払うものとする。

5. 入院給付金の給付請求権について、権利の消滅時期は、3年とする。

【入院給付金の給付の制限】

第9条 会長は、給付を受ける者や既に給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その給付の一部または全部を停止し、返還させることができる。

- (1) 給付の原因が給付金を受けとる者の故意によるとき
- (2) 会費が納入されていないとき
- (3) 給付の請求または受領に関して不正の事実があったとき
- (4) 第三者の加害行為によるもので損害賠償を受けたとき
- (5) 地震・噴火・津波などの天災、戦争、暴動、内乱などが原因で受傷し入院したとき

【不服審査および給付制限の認定】

第10条 加入者は、給付の認定に不服があるときは給付を受けたときから60日以内に書面をもって会長に対し不服の申し立てをすることができる。

2. 前項の不服審査、及び前条の給付制限の認定ならびに金額の決定は、運営委員会において行う。

【届出事項の変更】

第11条 加入者は、届出の内容に変更があったときは、すみやかに支部長を通じて各種変更届(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

【支部長の異動】

第12条 支部長及び口座に変更があったときは、すみやかに支部長異動届及び支部銀行口座届(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

【規程の変更】

第13条 この規程は、運営委員会において運営委員総数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則

- 1 この規定は、平成 1年 7月 1日より施行する。
- 2 平成 2年 5月 31日改正 平成 2年 6月 4日より施行する。
- 3 平成 5年 9月 29日改正 平成 5年 10月 1日より施行する。
- 4 平成 6年 3月 29日改正 平成 6年 5月 1日より施行する。
- 5 平成 9年 3月 25日改正 平成 9年 4月 1日より施行する。
- 6 平成 10年 3月 19日改正 平成 10年 3月 19日より施行する。
- 7 平成 11年 3月 12日改正 平成 11年 4月 1日より施行する。
- 8 平成 13年 3月 15日改正 平成 13年 4月 1日より施行する。
- 9 平成 14年 3月 19日改正 平成 14年 4月 1日より施行する。
- 10 平成 15年 3月 19日改正 平成 15年 4月 1日より施行する。
- 11 平成 16年 5月 28日改正 平成 16年 6月 1日より施行する。

- 12 平成 17 年 3 月 25 日改正 平成 17 年 4 月 1 日より施行する。
- 13 平成 20 年 3 月 28 日改正 平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 14 平成 21 年 3 月 28 日改正 平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 15 平成 22 年 3 月 27 日改正 平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- 16 平成 26 年 3 月 15 日改正 平成 26 年 4 月 1 日より施行する。